

資源プラスチック回収について

1. 背景・目的

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」R3.6.11 公布。R4.4.1 施行
- ・地方公共団体の責務 「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。」



区として、平成20年10月から回収しているプラスチック製容器包装と一緒に、令和6年4月より区内全域で製品プラスチックの回収を実施し、資源プラスチックとしてリサイクルを進めている。

2. 資源プラスチック回収他区実施状況

実施済み	12区
検討中（モデル実施中）	6区
検討中	5区

※令和6年10月末時点

3. 資源プラスチックとは

■資源プラスチック

プラスチック製容器包装 + 製品プラスチック
品川では大部分がプラスチックであれば収集



■資源プラスチック排出状況



4. 回収量

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,304,230	1,450,510	1,508,450	1,525,310	1,598,660 (製品プラ 27,680)	968,590 (上半期)

単位：kg

令和5年6月から一部地域においてプラスチック製容器包装と一緒に「製品プラスチック」の回収事業を開始（モデル実施）し、令和6年4月からは全域実施を行っている。

5. 回収から再商品化の流れ



6. 普及・啓発事業

冊子、チラシ等

- ・リーフレット 全戸配布
- ・FMしながら
- ・大崎マルチビジョン
- ・各種イベント



出前講座



町会・自治会、PTA など

追っかけ隊

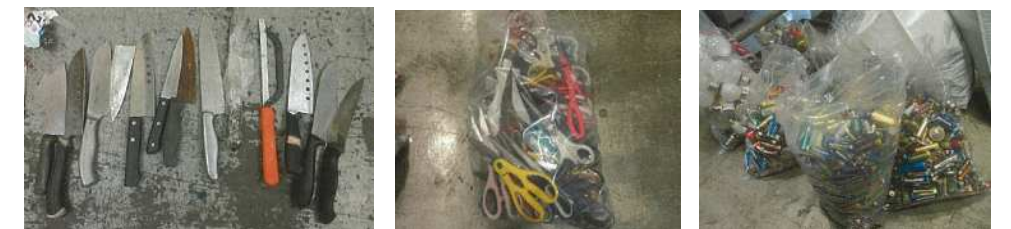


夏休みなどに実施

7. 課題

(1) 分別の複雑化

柄がプラスチック製の包丁・ハサミ、電池などが排出されることも



(2) 資源ステーション

排出量が増えることで、ステーションの環境が悪化し、出し方の方のマナーを改めて周知する必要も



粗大ごみのリサイクルについて

災害・環境対策特別委員会資料
令和6年11月28日
都市環境部品川区清掃事務所

1. 事業目的

「ゼロカーボンシティしながわ宣言」の目標であるCO2排出実質ゼロの達成とともに、プラスチック資源循環促進法の施行により求められるプラスチックの資源化のため、清掃工場で焼却処理している粗大ごみをマテリアルリサイクルしたり、リユースすることで、焼却にかかる費用やCO2を削減します。

これらの事業を進めることで、新たな天然資源の消費の抑制につながり、「持続可能な循環型社会」に向けた取組みにつながります。

2. 事業概要

(1)木製粗大ごみのマテリアルリサイクル（令和5年4月～）

木製粗大ごみから不適物を取り除き、細かくチップ状にして、木質建築材として床や壁などに循環利用される「パーティクルボード」の原料とします。



令和5年度回収量 1,052.60t 6年度9月までの回収量 532.52t

(3)プラスチック製粗大ごみのマテリアルリサイクル（令和5年12月～）

粗大ごみから硬質プラスチックのみ（プラスチック製衣装ケース）を選別し、工場で原料（ペレット）に加工した後、製品製造メーカーで自動車部品やガーデニング用品などに製品化します。



令和5年度回収量 24.69t 6年度9月までの回収量 36.52t

(2)羽毛布団のマテリアルリサイクル（令和5年12月～）

家庭から粗大ごみとして排出された羽毛布団を選別し、羽毛の再生工場で羽毛を取り出し集積、洗浄し、リサイクル羽毛に再生します。



令和5年度回収量 1.19t 6年度9月までの回収量 1.88t

(4)自転車のリユース（令和5年12月～）

粗大ごみからリユース可能な自転車を選別し、自転車リユース事業者による修理の後、販売します。



令和5年度回収量 36.34t 6年度9月までの回収量 59.22t